

ウクライナから日本向けに輸出される家きん肉等の一時輸入停止措置の解除について

令和3年8月2日

ウクライナにおける高病原性鳥インフルエンザ（H5N8 亜型）の発生に伴い、同国から日本向けに輸出される生きた家きん、家きん肉等について、輸入が停止されていたところですが、今般、ウクライナ家畜衛生当局から提供された情報により、同国における高病原性鳥インフルエンザの清浄性を確認したことから、輸入停止措置を下記のとおり解除しました。

記

- 1 輸入停止措置を解除する対象地域
ウクライナ全土
- 2 輸入停止措置を解除する対象品目
 - (1) 本日以降にと殺された輸入停止措置を解除する対象地域由来の家きん（鶏、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥及びかも目の鳥類並びにそれらの初生ひなに限る。）の肉、臓器等及びこれらの加工品
 - (2) 本日以降に採卵された輸入停止措置を解除する対象地域由来の家きんの卵及びその加工品
- 3 輸入停止措置を解除する対象地域由来の羽毛について、鳥インフルエンザの国内への侵入防止の観点から実施する輸入検査における消毒措置の対象から除外する。ただし、ニューカッスル病又は家きんコレラの発生地域から輸入される羽毛については、引き続き当該消毒措置の対象となるので、留意されたい。